

令和6年5月22日

令和6年 第5回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和6年第5回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和6年5月22日（水曜日）午後2時00分～午後3時27分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・第7会議室

3. 出席委員 1番 岡田博史（教育長）

2番 岩田圭子

3番 藤宮志津子

4番 内野裕子

5番 鈴木一徳

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教育部長	田口茂夫	教育部参事兼 教育指導課長	石田玲奈
教育総務課長	加藤泰正	学校施設更新 等担当課長	一ツ木正美
新校開設 担当課長	大野祐司	指導担当課長	俵宗次郎
青少年課長	越中洋	生涯学習課長	岩野秀夫
中央公民館長	伊藤智	中央図書館長	浴靖子

6. 書 記

庶務係長 長瀬由美子

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 14 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 15 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第 16 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 6 第 17 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 7 第 18 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 8 第 19 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 9 第 28 号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザルの実施について
- 第 10 第 29 号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の解嘱について
- 第 11 その他報告事項 (1) 令和 6 年度エデュケーション・アシスタント配置事業実施要綱(案)について
(2) 第三次東大和市特別支援教育推進計画の中間見直しについて
(3) いじめ重大事態の疑いについて

◎開会の辞

- 岡田教育長 それでは、お時間になりました。皆様、こんにちは。
ただいまから、令和6年第5回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

- 岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、鈴木委員をお願いいたします。
- 鈴木委員 はい、承知しました。

◎日程第2 教育長諸務報告

- 岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
資料を御覧ください。
- 4月19日、金曜日、校長会役員会に出席をいたしました。
- 4月20日、土曜日、うまかんべえ〜祭を観覧いたしました。
- 4月21日、日曜日、消防少年団卒入団式に出席をいたしました。消防少年団には、今回新たに8名のお子さんが入団されました。武蔵村山市と東大和市の子どもたちです。子どもたちが消防少年団や、交通少年団など、そういうところに入団をしてくれて、市民や地域のために貢献しようとする姿にうれしく思いました。
- 4月23日、火曜日、北多摩西地区保護司会東大和分区総会に出席をいたしました。
- 同日、教育委員会定例会に出席をいたしました。
- 4月25日、木曜日から、4月26日、金曜日まで、関東地区都市教育長協議会総会・分科会に出席をいたしました。開催場所は新潟の長岡です。こちらは特に学校教育における実践事例等の発表でございまして、例えば千葉県南房総市の教育委員会の発表では、教育委員会が担う組織の在り方として、0歳から15歳までの切れ目のない保育・教育について、かなり幅広い役割を担っておりまして大変勉強になりました。また、児童文学者の斎藤惇夫氏の記念講演もあり、読書活動についての講演をしていただきまして、こちらの内容も学校に伝えていきたいと思っております。

4月28日、日曜日、東大和市文化協会・定期総会に出席をいたしました。

4月30日、火曜日、教育委員会辞令交付式に出席をいたしました。

同日、市長部局辞令交付式に出席をいたしました。

同日、土地開発公社理事会に出席をいたしました。

5月1日、水曜日、教育委員会辞令交付式に出席をいたしました。

同日、市長部局辞令交付式に出席をいたしました。

同日、学校と警察の連絡会に出席をいたしました。

5月2日、木曜日、Tokyo Global Gatewayを視察いたしました。

5月7日、火曜日、教育委員懇談会に出席をいたしました。

5月9日、木曜日から、5月10日、金曜日まで、全国都市教育長協議会定期総会・研究大会に出席をいたしました。開催場所は長崎です。こちらは全国の804市区教育委員会のうち、約560名の教育長が集まって協議会を行いました。様々な教育施策の発表があり、大変勉強になった協議会でした。様々な方々のお考えをお聞きすることは、自分がこれから教育行政を担っていく上でも大変勉強になると思います。また、様々な地区の校長先生方との交流やお話することによって自分の学校の経営に生かされたりなどしますので、ぜひそういう場には積極的に参加するとよいと校長会等でも話していきたいと思いました。

5月12日、日曜日、ボーイスカウト東大和第1団育成会総会に出席をいたしました。

5月17日、金曜日、教育委員会臨時会に出席をいたしました。

同日、青少年対策地区委員会総会に出席をいたしました。

5月19日、日曜日、ヒトみらいトークに出席をいたしました。市長と市民とのお話をする会でございます。

以上でございます。

教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、御質疑等ございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第14号報告 事務の臨時代理の承認について

◎日程第4 第15号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第3、第14号報告 事務の臨時代理の承認について、日程第4、第15号報告 事務の臨時代理の承認について、以上2件は関連がありますので、一括して議題に供します。

また、それぞれ人事案件であることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○岡田教育長 賛成者全員、よって会議は非公開といたします。

さらに、本案の会議録及び会議資料の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本案の会議録及び会議資料につきましても非公開としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

ここで、関係者以外の退場を求めます。

(一部執行部退場)

(この間非公開)

○岡田教育長 ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

(一部執行部入場)

◎日程第5 第16号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第5、第16号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第16号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校給食センター運営委員会委員の任命に関し、令和6年4月1日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、本定例会において御報告申し上げ、御承認をお願いするものであります。

内容につきまして御説明いたします。

本件は、令和6年4月1日付で東大和市立第一、第五、第八及び第十小学校長並びに第二中学校長が新たに着任されたことに伴い、東大和市学校給食センター運営委員会規則第3条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、ただいま申し上げます5名の学校長を東大和市学校給食センター運営委員会委員に任命したものでございます。

なお、委員への任命は令和6年4月1日付で実施しており、通常であれば令和6年第4回教育委員会定例会で御報告するものですが、事務の都合により本定例会での御報告とさせていただきましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第16号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第6 第17号報告 事務の臨時代理の承認について

◎日程第7 第18号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第6、第17号報告 事務の臨時代理の承認について、日程第7、第18号報告 事務の臨時代理の承認について、以上2件は関連がありますので一括して議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第17号報告及び第18号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきましては関連がありますので、一括して提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

第17号報告及び第18号報告ともに、東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の交代に伴う内容であります。

内容につきまして御説明申し上げます。

本件は、東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の人事異動等により、委員の解任及び任命をするものであります。

この件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定により御報告し、御承認をお願いするものでございます。

なお、委員の解任及び任命は令和6年4月1日付で実施しており、通常であれば令和6年第4回教育委員会定例会で御報告するものですが、事務の都合により本定例会での御報告とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

こちらも人事異動の関係かと思えます。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第17号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決めます。

引き続きお諮りいたします。

第18号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第8 第19号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第8、第19号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第19号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

第19号報告は、東大和市学校運営協議会委員の任命に伴うものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

東大和市立第四中学校において、団体役員の着任により、委員の任命をするものであります。この件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、任命について令和6年5月1日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第19号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第9 第28号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新
校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募
型プロポーザルの実施について

○岡田教育長 日程第9、第28号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新
校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザルの実施について、本
件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第28号議案 東大和市立第七小学校・
第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザルの
実施についてにつきまして、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年1月に策定しました東大和市立第七小学校・第
九小学校統合新校建設基本構想に基づきまして、統合新校の新校舎及び仮校舎を
整備するに当たり、基本構想で描く学校づくりを実現する力があり、市の新校建
設のパートナーとして最もふさわしい者を優先交渉権者として選定するため、公
募型プロポーザルを実施するものであります。

つきましては、本日の教育委員会定例会において、プロポーザルの実施内容に
ついて御承認をお願いするものであります。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 それでは、第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジ
ェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザルの実施内容につきまして、私から
御説明させていただきます。

資料は、A3サイズ1枚の実施概要資料で、概要の御説明をさせていただきます
。その後、若干厚めの資料が4点ございますので、そちらの資料につきましても
御説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、A3、1枚の資料、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロ
ジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザル実施概要（案）を御覧いただ
きたいと思います。公募型プロポーザルの実施概要についてまとめた資料でござ
います。

初めに、1の業務名についてであります。

業務名は、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクトであります。

次に、2の業務の目的と効果についてであります。

基本構想に基づく新校の設計業務と施工業務を一括発注することにより、工期短縮やコスト削減を図るものであります。

次に、3の業務期間についてであります。

業務期間は、契約締結日として令和6年9月下旬を予定しておりますが、その日から令和10年11月30日までであります。その下に記載した想定期間のとおり、新校舎及び仮校舎の建設等を予定しております。

次に、4の施設整備請負契約上限額についてであります。

上限額は、総額で47億3,000万円であります。本件プロジェクトに係る経費は、令和6年第2回市議会定例会での補正予算により対応することとしております。

次に、5の業務内容についてであります。

設計・施工一括発注によりまして、新校舎の設計業務、解体撤去等業務、施工業務、工事監理業務、仮校舎建設業務を行います。

次に、6の事業者の選定の方法についてであります。

企画及び技術提案内容や同種業務の実績等を踏まえまして、基本構想で描く学校づくりを実現する力があり、市の新校建設のパートナーとして最もふさわしい者を優先交渉権者として選定するため、プロポーザル方式により業者を選定することとしております。

次に、7のプロポーザルの実施についてであります。

(1) 実施形式は、公募型プロポーザルであります。

(2) 実施スケジュールは、令和6年6月中旬頃に募集を開始しまして、8月中旬頃の1次審査、8月下旬頃の2次審査を経て、9月下旬頃の契約締結を目指しております。

なお、本件契約に当たりましては、議会での議決が必要となります。

(3) 審査の方法は、副市長、教育長及び関係部長等で構成する選定委員会を設置して行わせていただきます。

(4) 契約等は、優先交渉権者と契約内容について協議し、協議が整い次第、随意契約の手続を行います。

次に、8の今後のスケジュールについてであります。

令和6年6月議会でプロポーザル実施関連の補正予算を計上し、議決後、設計・施工一括発注プロポーザルを実施して業者を選定し、9月議会での議決を経て契約を締結します。その後、令和10年度の2学期の新校舎開校を目指しまして仮校舎及び新校舎の建設を進める予定でございます。

公募型プロポーザル実施概要（案）の説明は以上でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、4点の資料について御説明させていただきます。

まず、1点目の資料といたしまして、資料1、お配りした資料のA4、19ページの冊子になります。資料1、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザル実施要領（案）を御覧いただきたいと思っております。公募型プロポーザルの実施方法について定めたものでございます。

表紙を1枚おめくりいただいて、目次であります。大きな表題としまして、第1章がプロポーザルの概要、第2章が事業に関する条件、第3章が事業者の募集としております。

1枚おめくりいただいて19分の1ページ、第1章、プロポーザルの概要を御覧いただきたいと思っております。

1、趣旨及び事業の目的としまして、設計・施工一括発注方式により実施することとしております。

2、事業の概要としまして、事業の名称、施設の概要、業務の内容、提案上限額等を記載しております。提案上限額は、47億3,000万円としております。

また、19分の2ページの（8）としまして、本プロジェクトの方向性（事業者に対して特に期待すること）を記載しております。

1枚おめくりいただきまして、19分の3ページを御覧いただきたいと思っております。

3、選定方法としまして、優先交渉権者選定委員会を設置し、優先交渉権者と次点交渉権者を選定することとしております。

その下、4、プロポーザルの日程及び事業スケジュールとしまして、プロポーザルの参加者募集から新校の新校舎供用開始、仮校舎の解体及び撤去の業務完了までのスケジュールを記載しております。

19分の4ページを御覧いただきたいと思っております。

第2章、事業に関する条件であります。

1、業務の内容としまして、設計業務、施工業務、工事監理業務等、選定された事業者が実施する業務を記載しております。

次に、19分の5ページを御覧いただきたいと思います。

2、費用の負担としまして、東大和市の負担と事業者の負担について記載しております。

その下、3、設計及び施工に関する条件としまして、業務の仕様、完成期限を記載しております。業務の仕様については基本構想と、また次に御説明する別紙2の資料2の要求水準書によることとしております。

その下、4、契約及び支払いとしまして、契約内容、支払い条件について記載をしております。

19分の6ページ中段を御覧いただきたいと思います。

5、契約の変更としまして、契約額の変更等について記載をしております。

1枚おめくりいただきまして、19分の7ページを御覧いただきたいと思います。

第3章、事業者の募集であります。

1、参加資格要件としまして、提案者の要件、共同企業体構成員の要件等について記載しております。

次に、19分の11ページを御覧いただきたいと思います。

2、プロポーザルの実施要領としまして、実施要領等の資料の配付方法、質問の提出方法、参加表明書等の提出方法等を記載しております。19分の13ページでは技術提案書の作成方法等を記載しております。

次に、19分の15ページを御覧いただきたいと思います。

3、プロポーザルの審査としまして、審査機関、審査方法等を記載しております。審査は選定委員会により、第1次審査の書類審査、第2次審査のプレゼンテーション及びヒアリングにより実施します。19分の17ページでは、審査結果の公表について記載をしております。

その下、4、失格についてとしまして、失格となる事項について記載しております。

その下、5、その他としまして、その他注意事項等を記載しております。

19分の18ページを御覧いただきたいと思います。

こちらからは最後に、別記、リスク分担表としまして、契約に関する各種リス

クが発生した際の市と事業者の負担の分担について記載をしております。

なお、その後に添付している別記第1号様式、質問書から別記第13号様式、応募辞退届までにつきましては、今、御説明した実施要領に基づきまして事業者が市に提出する書類の様式となります。

資料1、公募型プロポーザル実施要領（案）の説明は以上でございます。

次に、2点目の資料といたしまして資料2をお開きいただきたいと思います。

資料2は、A4、52ページの冊子になります。1ページから34ページまで53ページ分と記載されておりますが、52ページ分でございます。

御説明はそのまま記載されているページで読ませていただきます。申し訳ございません。

東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザル要求水準書（案）を御覧いただきたいと思います。

本件プロジェクトの仕様書に当たるものでありまして、本件プロジェクトの実施に当たりまして事業者に要求する設計関連業務、施工関連業務等に関するサービス水準を示したものであります。

表紙を1枚おめくりいただきまして、目次でございます。大きな表題として、第1章が総則、第2章が設計関連業務に関する要求水準、第3章が施工関連業務及び工事監理関連業務に関する要求水準、第4章が解体撤去等業務に関する要求水準、第5章が仮校舎建設業務に関する要求水準としております。

1枚おめくりいただきまして、この要求水準書の添付資料について記載をしております。

53分の1ページを御覧いただきたいと思います。

第1章、総則であります。

第1節、本プロジェクトの目的としまして、本プロジェクトを実施する目的を記載しております。

53分の3ページを御覧いただきたいと思います。

第2節、本プロジェクトで整備する施設のコンセプトとしまして、基本構想に基づく5つのコンセプトについて記載をしております。

53分の4ページを御覧いただきたいと思います。

第3節、本プロジェクトの概要としまして、事業の対象となる施設、事業方法、事業の対象範囲等を記載しております。

53分の6ページを御覧いただきたいと思います。

第4節、用語の定義としまして、別紙を参照していただく形で用語の定義を示しております。

第5節、遵守すべき法制度等としまして、本プロジェクトの実施に当たって遵守すべき法令等を列挙しております。

53分の9ページを御覧いただきたいと思います。

第6節、諸条件としまして、立地条件、敷地条件等を記載しております。

53分の10ページを御覧いただきたいと思います。

第2章、設計関連業務に関する要求水準であります。

第1節、設計関連業務における基本的な考え方としまして、建築計画の考え方、周辺環境・地球環境への配慮、構造計画の考え方、設備計画の考え方等について記載しております。

例えば、53分の11ページを御覧いただきまして、上段の(3)仕上計画の1、共通のアを御覧いただきますと、「本施設は、教育施設としてふさわしく、かつ、当市の特色や学校周辺地域の特色を活かした外観及び内観とし、周辺環境との調和を図るとともに、清掃しやすく維持管理しやすい仕上計画とすること」といったように事業者を求める水準を示しております。

53分の21ページを御覧いただきいと思います。

第2節、設計関連業務対象施設に係る要求水準としまして、新小学校の校舎、教室、特別教室、屋内運動場等に求める水準を示しております。

例えば、53分の22ページの2、教室の①普通教室のアを御覧いただきますと、「1学級当たり児童数を35人とし、児童の一斉授業を含む学習活動が行えるよう、学校家具に関するJIS改正による机の大型化を考慮した教室を整備すること」といったように事業者を求める水準を示させていただいております。

53分の31ページを御覧いただきたいと思います。

下段の2、学童保育所では、新校に複合する学童保育所の整備に求める水準を記載しております。

また、53分の32ページの下段、3、集会所では、新校に併設する集会所の整備に求める水準を記載しております。

52分の35ページを御覧いただきたいと思います。

第3節、設計関連業務遂行に係る要求水準としまして、設計業務に関して、業

務の対象範囲、業務期間、設計体制と管理技術者等の設置等について記載をしております。

52分の38ページを御覧いただきたいと思います。

第3章、施工関連業務及び工事監理関連業務に関する要求水準であります。

第1節、業務の対象範囲としまして、新校の建設等を行うこととしております。

第2節、業務期間としまして、建設工事期間等をお示ししております。建設工事の期間は、令和8年4月から令和10年6月までとしております。

第3節、業務の内容としまして、基本的な考え方、工事計画策定に当たり留意すべき項目、実施体制等について記載をしております。

52分の44ページを御覧いただきたいと思います。

第4章、解体撤去等業務に関する要求水準であります。

第1節、業務の内容としまして、解体撤去業務に関する基本事項、新築工事完了後の残工事（外構工事）に関する基本事項等について記載をしております。

52分の47ページを御覧いただきたいと思います。

第5章、仮校舎建設業務（仮校舎の解体含む）に関する要求水準であります。

第1節、業務の内容としまして、仮校舎の設置に当たり、基本的な考え方、着工前業務等について記載をしております。

なお、こちらの資料の後に添付している資料1、用語の定義から資料15、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想につきましては、今、御説明した要求水準書の添付資料となります。

資料2の要求水準書（案）の説明は以上でございます。

次に、3点目の資料といたしまして、資料3をお開きいただきたいと思います。

3点目の資料は、A4、4ページの冊子になります。資料3、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザル技術提案書作成要領（案）を御覧いただきたいと思います。こちらは、実施要領に定めているプロポーザル参加者が市に提出する提案書類、技術提案書の作成方法について示したものであります。

表紙をおめくりいただいて、4分の1ページを御覧いただきたいと思います。

第1章、総則について記載しております。

第2章、技術提案書の作成要領としまして、提出書類、各様式の記入要領及び注意事項、補足事項について記載しております。

また、4分の1ページの提出様式の表を御覧いただきたいと思います。技術提案書としまして、様式第1号から第10号までの書類を提出していただくこととしております。

4分の2ページの中段、(2)各様式については、様式ごとに作成の方法を記載しております。

なお、こちらの資料3の後につけさせていただいております第1号様式、配置技術者名簿から第10号様式、その他独自の提案につきましては、今、御説明した技術提案書として作成する各様式となります。

資料3、技術提案書作成要領(案)の説明は以上でございます。

次に、4点目の資料といたしまして、資料4を御覧いただきたいと思います。

こちらで最後になりますが、4点目の資料は、A4の5ページの冊子になります。資料4といたしまして、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注優先交渉権者選定要領(案)になります。こちらにつきましては、実施要領に定めている審査について、その詳細を定めた要領であります。

5分の1ページを御覧いただきたいと思います。

1、趣旨としまして、プロポーザル方式による選定に関し、必要な事項を定めるものとしております。

2、総則としまして、選定の対象業務、選定に関する基本方針を記載しております。

3、審査及び選定としまして、第1次審査(書類審査)の方法、第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の方法を記載しております。

1枚おめくりいただいて5分の2ページでは、審査の方法、審査における留意点等を記載しております。

5分の3ページを御覧いただきたいと思います。

別表第1としまして、審査基準表を掲載しております。ここに掲げる審査の視点を踏まえまして、選定委員会の委員による採点を行います。採点は、5分の5ページを御覧いただいて、別表第2の採点基準表に掲げるAからFまでの6段階で行います。

資料4、優先交渉権者選定要領(案)の説明は以上でございます。

今、御説明をさせていただきました資料1から資料4までの内容で、本日、委

員の皆様に御承認をいただきまして、6月中旬頃までに事業者の募集を開始したいと考えております。

基本構想で描く学校づくりを実現する力があり、市の新校建設のパートナーとして最もふさわしい者を優先交渉権者として選定をしまして、令和10年2学期の新校舎開校を目指して進めてまいりたいと考えております。

東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザルの実施についての説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

どこか理解が難しいところがありましたら、御質疑いただければと思います。

藤宮委員、お願いします。

○藤宮委員 資料1の実施要領の19分の15ページ、プロポーザルの審査の(1)審査機関で、選定委員会の詳細については市長が別に定めると書いてありますが、定めるのは市長でよろしいですか。

○岡田教育長 市長が定めるかどうかということですか。

田口教育部長。

○田口教育部長 基本的には、学校の建設は、教育委員会が建設をするのではなく、市長部局の市長が建設をするということになります。教育委員会は運営になります。そのような意味で市長が定めるとしてありますが、選定につきましては、副市長、教育長、また関係部課長で構成する選定委員会の中で選定をしていきます。

以上でございます。

○岡田教育長 よろしいですか。

藤宮委員。

○藤宮委員 続きになりますが、19分の18のリスク分担表のところですが。住民対応リスクのところの上記以外の事業者に起因する住民反対運動等に関するものとあり、負担者の欄が空欄となっておりますが、誰も責任を取らないということでしょうか。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 こちらにつきましては誤植でございます。事業者の欄に丸になります。

以上です。

○岡田教育長 では、住民対応リスクのところは、負担者は事業者ということで、丸が抜けていたということでございます。すみません。

ほかにはいかがでしょうか。

では、引き続き藤宮委員。

○藤宮委員 資料2の要求水準書、53分の17、3の空調換気設備のところでは、

3の1のイ、ゾーニングという言葉がありますが、どのような意味になりますか。

○岡田教育長 ゾーニングの意味についてですか。

大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 ゾーニングの意味でございますが、教室、職員室、事務室など、管理諸室が配置されている各所を区切ることがゾーニングの意味になります。

○岡田教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 分かりました。ありがとうございます。

また、ウのところですが、自動的に自然換気が図られると書いてあり、非常に興味があるのですが、自動的に自然換気が図られる対策とはどのような対策でしょうか。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長、お願いします。

○大野新校開設担当課長 省エネの観点等で、自然換気、また素材を断熱素材にするなどの提案をいただきたい部分なので、現在、具体的な対策を想定している状況ではございません。

以上です。

○岡田教育長 夏の高温防止対策として、今後、企業から様々な提案をお願いしますということですね。

ほかにはいかがでしょうか。

内野委員、お願いします。

○内野委員 プロポーザルの参加者募集の開始から決定までの期間が、非常に短いという印象を受けますが、心配はないですか。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 おっしゃるとおりです。補正予算で予算の議決をしてか

ら、また契約の議決も必要になりますので、6月の議会で予算の議決を経て、9月の議会で契約の議決をいただくというのが最速のスケジュールになり、そこから契約して設計に入っていく形です。

9月の契約は難しい部分もあるかと思いますが、令和10年2学期の新校舎の開校を目指す上では、プロポーザルのスケジュールを実現可能なように設定をしていますので、おっしゃっていただいたような心配はないと認識しております。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

岩田委員、お願いします。

○岩田委員 資料1の19分の2ページの(8)のウにあります「イニシャルコスト」という言葉自体も私は知らないのですが、その言葉の説明と、「ランニングコストの縮減に寄与する持続可能な施設計画とすること」とは、具体的にどういうことを言うのか教えてください。また、オにあります「ランドスケープ」という言葉も分からないので教えていただきたいと思います。お願いします。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 ウのイニシャルコストとランニングコストのところでございますが、イニシャルコストにつきましては初期費用といいますか、最初に建築する費用になります。ランニングコストは、その建築した建物を維持していくための維持管理に係るコストになります。

そして、財政的に厳しい状況でありますので、縮減に寄与する持続可能な施設計画というのは、例えばですが、頻繁に部品を換えると非常にお金がかかるので、あまり交換をしなくても済む建物にする、交換するときも交換が容易で高い部品にならないようにする、建設するに当たりそういうところを考えた計画になります。

ランドスケープにつきましては、景色、風景という意味でございます。建築やデザイン分野の間では、都市や公園、広場における空間のデザインのことを言う言葉になります。

以上でございます。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 少し補足をさせていただきますと、今回の御提案であるこの設計・施工一括発注公募型プロポーザルというのは、今まで本市では経験がござい

ません。そういったことで、この効果としましては大きく3点ございます。

1点目は、金額的なことで一括で発注ができるということ、設計と施工に関する全てのものを一括で発注しますので、当然、金額的なスケールメリットがあり、市側からすると金額が少し安価に建設できるだろうというところがございます。

2点目は、今までの契約でございますと、設計と施工の業者が大体違いますので、施工業者からすると、設計が終わらないと工事に入れられないため部材の発注がなかなかできないということもございますが、設計と施工を一括で発注することにより、工期を少し短縮できるだろうと考えてございます。

3点目は、民間のノウハウを使えることでございます。行政が考える内容よりも、民間のほうが経験が豊富で様々なアイデアもございますので、当市にとって最低限のものはこの仕様書に入れておりますが、民間でアイデアを出して競争していただき、先ほど御説明しました点数の配分など、当然金額的なこともございますが、ノウハウやアイデアなども加味しながら業者選定ができると、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

今、教育部長のほうから、設計・施工一括発注公募型プロポーザルについて、なぜ一括の発注にするのかという説明がありましたけれども、期間のことであったり、また予算的なことであったり、今までのやり方とは違うものになっているということですが、その辺りも含めていかがですか。

藤宮委員。

○藤宮委員 資料1のリスク分担表についてになります。19分の19、一番下の事業者の経営破綻リスクについてです。事業者が経営破綻してしまったら、負担するのは事業者という、この欄からするとそうなりますけど、実際に経験したことがあるので、工事をしていて途中で大きな会社が潰れてしまったことがあって、そのとき結局、経営者は破綻したので何も払ってもらえない、大変な経験をしたことがあるのでお聞きしたいと思いました。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 リスク分担表については、責任を負う所在として表を書かせていただいています。今、御質問の内容については、私のほうで、そこまで思考が回っていなかったもので、そこは確認いたしますが、リスクの責任を負うと

ということでは事業者という意味合いで、今、丸にさせていただいているところです。

以上でございます。

○岡田教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 保険に入って、その保険で賄うようにするとかですか。その予算もありますか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 一般的なりスク回避は当然あるとは思いますが、例えば大企業やグループ企業の下請で、そういうことがあると親企業で担保をするなど、どうにかして対応することがあります。今回の事業も、大きな事業所の一括発注ということも考えておりますし、JVみたいな形で幾つかの設計業者と施工業者がグループを組むという提案も考えております。

そういった意味では、どこかの会社が潰れたならば、別のどこかで補完する、また、どこか違う会社を探してくるなども考えられますが、実際には、我々も大変申し訳ありませんが経験値がないものですから、何か違う手だてというか、専門の方々に相談をしながら、場合によってはその辺をここの中に付記していくとか、実際に公募の中に、その他の事項か何かで入れられるものは入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 なかなか細かいところまでは、今回、見切れてはいないかと思いますが、この後、令和6年第2回の定例会ですね、補正予算での対応という形になります。金額もかなり大きくなっております。今後、この設計・施工一括発注公募型のプロポーザルを行っていく方向で予算を上げるというようなところでございますので、またもし細かいところで知りたいことがありましたら、担当に聞いていただくということよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第28号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザルの実施について、本件を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第10 第29号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の解職について

○岡田教育長 日程第10、第29号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の解職について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第29号議案 東大和市立公民館運営審議会委員の解職についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、東大和市立公民館運営審議会委員の解職に伴うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

東大和市立公民館運営審議会委員を構成します選出区分のうち、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」として東大和市公立小・中学校PTA連合協議会から選出されておりました香野佳子氏から、令和6年5月9日付で東大和市立公民館運営審議会委員を辞任したい旨の届出が出されたことを受け、令和6年5月22日付で委員を解職するものでございます。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第29号報告 東大和市立公民館運営審議会委員の解職について、本件を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第11 その他報告事項

○岡田教育長 日程第11、その他報告事項を行います。その前に暫時休憩をいたします。

午後 3時03分休憩

午後 3時06分再開

○岡田教育長 では、会議を再開いたします。

報告事項(1) 令和6年度エデュケーション・アシスタント配置事業実施要綱(案)について、本件の報告をお願いいたします。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 それでは、令和6年度エデュケーション・アシスタント配置事業実施要綱(案)について御説明申し上げます。

第1条、目的についてです。

この要綱は、東大和市立小学校における特定学年について、授業の質の向上、教員の業務負担軽減及び学校の組織体制の充実を図るために配置するエデュケーション・アシスタントの任用及び勤務等について定めることを目的としております。

第2条、定義についてです。

この要綱により設置されるアシスタントは、地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員として任用されるものでございます。

第3条、任用基準でございます。

アシスタントは、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、配置される学校の校長より推薦された者を東大和市教育委員会が任用いたします。(1)健康で、かつ、意欲を持って職務を遂行できると認められる者、(2)地方公務員法第16条各号に該当しない者、(3)前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める要件を備えている者でございます。

第4条、任用期間についてでございます。

アシスタントの任用期間は、12か月を超えない範囲といたします。ただし、再

任用は妨げません。再任の可否については、勤務成績その他を考慮し委員会が決定いたします。

第5条、任用手続です。

アシスタントの任用手続は、東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則第2条第4項第2号の規定を準用いたします。

第6条、職務についてでございます。

アシスタントは、学校に勤務し校長の指揮監督の下に、次に掲げる業務を行います。なお、(1)及び(2)の業務は必ず行うことといたします。(1)学年・学級の経営上必要な業務全般の補助、(2)児童からの相談対応や登下校時の見守り、(3)学習・生活指導の補助、(4)その他、組織運営等に関し、校長が必要と認める業務でございます。

第7条、解職についてです。

アシスタントが次の各号いずれかに該当する場合は、任期満了前でも解職することができます。(1)自己の都合により退職を願い出たとき、(2)次条各号の規定に違反したとき、(3)心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき、(4)前号に規定する場合のほか、その職に必要な的確性を欠く場合、(5)刑事事件に関し起訴された場合、(6)予算の減少その他やむを得ない事由のために支援員の配置数等に変更が生じた場合でございます。

第8条、服務についてです。

アシスタントは、職務上知り得た情報をほかに漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様といたします。

第9条、服務監督についてです。

配置されたアシスタントの服務監督は、校長が行います。

第10条、勤務様態についてです。

アシスタントの勤務時間は、校長が指定した時間とし、休憩時間を除き1日当たり7時間30分とします。

勤務日数は、週当たり4日、月当たり16日とし、勤務日については校長が指定します。ただし、東大和市の休日に関する条例に基づく休日は勤務できないものといたします。

3、前2号について、1年間の勤務日数が160日であれば、業務の繁閑に合わせ各月の出勤日数を調整することは妨げません。

第11条、報酬及び費用弁償についてです。

東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則に基づき、アシスタントに報酬及び費用弁償を支給します。

第12条、補足です。

この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定めます。

この要綱案として、今後進めてまいります。

報告は以上です。

○岡田教育長 報告が終わりました。

御質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 今、各校にスクールサポートスタッフの方もいらっしゃると思うんですが、このエデュケーション・アシスタントという方は、また別の業務ということになるのでしょうか。また、各校に1名配属されるんですか。

○岡田教育長 石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 こちらのエデュケーション・アシスタントにつきましては、具体的には低学年の1年生から3年生までの特定の学年に入るような形になっておりますので、スクールサポートスタッフの担う業務とは業務内容は異なります。

また、市内全小学校10校が、この事業を希望しておりますが、現時点では10校中7校においてエデュケーション・アシスタントが配置されております。残りの3校につきましては、現在、学校等が担ってくれる方を募集し、探しているところでございます。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがですか。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 申し訳ございません。訂正をさせていただきます。

先ほど私が現在配置をされていましてと申し上げましたが、6月の補正予算に、ただいま計上しておりますので、議会で認められた後、各学校で運用を開始していきます。

以上です。

○岡田教育長 東京都の事業であると思いますが、今後、予算が認められた場合には配置をしていくということです。

こちらは、学年の中で配置して、学年の先生を補助していくという捉え方で大丈夫ですか。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 エデュケーション・アシスタントには3種類ございまして、1つ目は、特定の学年に配置されるというものです。2つ目は、複数の学年にまたがって運用できるというものでございます。3つ目は、学級数が多い学校には1校につき複数名配置ができるというものです。

ある特定の学年について、その担任の補助をするのが、このエデュケーション・アシスタント配置の大きな目的となっています。

本市では、第八小学校と第十小学校が2名の配置になってございます。7校は特定の学年に1名の配置、1校が複数にまたがって活用できるような配置というところで学校からの申請を基に決めております。

以上です。

○岡田教育長 岩田委員。

○岩田委員 このエデュケーション・アシスタントの方がすごく学校の中で活躍されて、いろんな大人の目があって子供に対してとてもいい影響を与えているというお話も聞くので期待しております。ぜひ、どの学校でも、この方たちが配置されるといいと思っております。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 イメージとして持ちにくいんですけども、要するに子供の在校時間は、ある学年にこのアシスタントの方がずっと一緒にいて、子供に接することができるというものとして受け止めてよろしいでしょうか。

○岡田教育長 石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 そのように受け止めてください。

例えばですが、この実施要綱案に書かれております第6条の(2)に、児童からの相談対応や登下校時の見守りとありますが、その学年の登下校を見守るとき

に、一緒に登下校しているほかの学年の子供たちも見守ってもらえていると感じることはあるかもしれません。

○岡田教育長 1つ確認でよろしいですか。

教員免許は必要なかったでしょうか。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 教員免許は必要ございません。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

岩田委員。

○岩田委員 年齢の制限はありますか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 年齢制限をつけると労働基準法等でいろいろな制約がありますので、今回のこの件に関しては基本的には年齢制限を求めることはないと考えてございます。

以上です。

○岩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○岡田教育長 ほかはいかがですか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

報告事項(2)第三次東大和市特別支援教育推進計画の中間見直しについて、本件の報告をお願いいたします。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 それでは、第三次東大和市特別支援教育推進計画中間年度見直し懇談会設置要綱について御報告いたします。

市では、「すべての子どもたちがお互いを尊重し、豊かな心で生き生きと育つまち東大和」を基本理念に特別支援教育の一層の推進を図るとともに、引き続き市民、保護者、学校、関係機関が共に就学や進路、就労について考え、将来に見通しが持てる相談体制の実現に向け、令和4年度から令和8年度を期間とする第三次東大和市特別支援教育推進計画を策定しております。令和6年度は中間年度に当たることから、必要な見直しを行うものでございます。

報告は以上となります。

○岡田教育長 報告が終わりました。

御質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

いかがですか。

懇談の内容については、教育委員会等で報告をしていただいて、見直しが必要であれば、またここで話をするというようなことでよろしいですか。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 また御報告をさせていただきます。

以上です。

○岡田教育長 分かりました。

いかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 質疑を終了いたします。

報告事項(3) いじめ重大事態の疑いについて。

特定の個人の情報を含む案件であることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○岡田教育長 賛成者全員、よって会議は非公開といたします。

さらに、本案の会議録等の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本案の会議録等につきましても非公開としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

ここで、関係者以外の退場を求めます。お願いいたします。

(一部執行部退場)

(この間非公開)

○岡田教育長 ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

(一部執行部入場)

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして、本日本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和6年第5回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 3時27分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

会 議 録 署 名 委 員